

## 令和8年度大阪市重度障がい者入浴サービス事業業務委託（単価契約） 仕様書

### 1 目的

介護者だけの介助では入浴の困難な重度の身体障がい者に対して、入浴サービスを実施し、重度障がい者の保健衛生の向上と福祉の増進を図る。

### 2 事業内容

身体障がい者の家庭に移動入浴車により、看護師、介護職員で構成する3名のチームで訪問し、浴槽を居宅へ搬入して入浴サービスを行う。

健康状態等の理由により入浴サービスを実施できない場合には、利用者又は介護者の申し出により、清拭サービスに替えることができる。

### 3 委託期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

### 4 事業所要件

入浴サービスを行う事業所は次のすべての項目に該当している事業所であること。

- ・ 大阪府内において、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護事業の指定を受けていること。
- ・ 前項の指定の有効期間内であり、大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月4日制定 条例第26号）に基づき訪問入浴サービス事業が実施できる体制を現に整えていること。

### 5 利用対象者

事業の対象者は、次のすべての項目に該当している者とする。

- ・ 身体障がい者手帳の交付を受けた障がい程度1級及び2級の者
- ・ 年齢が概ね18歳以上65歳未満の者
- ・ 介護者の介助では入浴できない者
- ・ 医療機関に入院もしくは社会福祉施設（障がい者グループホーム入居者を含む）に入所している者

### 6 利用申請

入浴サービスを利用しようとする者から利用申込のあった受注者は、利用申込者の自宅を訪問し、身体状況や居宅の状況、駐車場所等を確認し、サービスの提供が可能かどうかを確認する。

確認結果（不可の場合は理由も記入）を添えて、利用申込者が居住する区の保健福祉センターへ利用申込書を送付する。

## 7 サービス利用計画書の作成

実施にあたっては、サービス利用計画書を作成し、利用者の了承を得るものとし、サービス利用計画書に沿ったサービス提供を行うものとする。

ただし、利用者から変更希望があった場合、実施回数の範囲内の変更は可能とする。

また、サービス提供の都度、入浴サービス提供記録簿（別添資料1）を作成し、利用者の確認をとること。

なお、入浴サービス提供記録について受注者で独自様式を保有している場合は、その様式での報告も可能であるが、事前に「16 事業担当」へ確認をおこなうこと。

## 8 実施回数

利用者は、年間105回の利用を限度として、月10回まで利用することができる。

## 9 予定数量

	入浴	清拭
年間利用回数	回	回

## 10 利用決定通知書等の確認

利用決定通知書、利用者負担額決定通知書を確認すること。

## 11 業務委託料の請求

サービスを実施した月の翌月10日（ただし、3月分はその月末）までに、本市が指定する「重度障がい者入浴サービス事業実績報告書」（別添資料2）を「入浴サービス提供記録」の写しとともに、福祉局障がい者施策部障がい福祉課へ提出すること。

## 12 再委託についての特記事項

（1） 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②本仕様書「5利用対象者」に対する大阪市重度障がい者入浴サービス事業実施に関する一切の業務

（2） 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（3） 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（4） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札

に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

### 13 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

### 14 その他

- (1) 大阪市重度障がい者入浴サービス事業実施要綱を遵守すること（別添資料3）
- (2) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること（別紙特記仕様書添付）
- (3) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること（別紙特記仕様書添付）
- (4) 不適正な契約事案の再発防止対策における条例を遵守すること（別紙特記仕様書添付）

### 15 留意事項

- ・ 本業務は、利用者の個人情報を取扱うこととなるため、個人情報保護の重要性に鑑み、受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、業務従事者にも各条項の規定を遵守させること。
- ・ サービスの提供にあたっては、サービス内容、提供可能時間等を利用者に十分に説明し、実施すること。
- ・ サービスを実施する前には、必ず利用者の健康状態を確認すること。
- ・ 利用者の健康状態や、緊急時は、利用者の主治医もしくは協力医療機関に連絡し、指示を受けること。
- ・ 事業者はサービスの提供に関する記録を整備、保管すること。
- ・ サービスの実施状況について、担当課が実地調査等を実施する場合には、関係資料を速やかに

提出すること。

- ・ 相談支援事業所がサービスの調整等を行っている場合については、相談支援事業所と十分な連携をとること。
- ・ 各区保健福祉センター、福祉局障がい者施策部障がい福祉課、他の福祉サービス事業所等関係機関と連絡調整を行うこと。
- ・ 利用申込みについては、正当な理由がないかぎり断ってはならない。
- ・ サービスを提供する事業所は業務委託契約書【別表2】に記載された事業所に限る。サービスを提供する事業所について、大阪市重度障がい者入浴サービス事業実施要綱に基づき、福祉局障がい者施策部障がい福祉課に必要な事項を報告（別添資料4）し、その内容に変更等があった場合は、変更より30日以内（ただし、3月分はその月末まで）に報告をおこなうこと（別添資料5）
- ・ 感染症罹患者には、十分な配慮のうえ、サービスを実施すること。
- ・ サービス実施時の事故等については、速やかに福祉局障がい者施策部障がい福祉課へ報告し、実施事業者は責任をもって対処すること。

## 16 事業担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 企画グループ

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

### （条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## その他の特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること